平成２１年（フ）第４３５号
群馬県渋川市渋川3799番地８　飯塚アパート東棟
債務者　宮川　　恵
１　決定年月日時　平成21年８月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第４３８号
群馬県伊勢崎市美茂呂町3031番地４　メローA302
債務者　丸山　幸一
１　決定年月日時　平成21年８月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第４４０号
群馬県伊勢崎市安堀町63―１　高橋方、住民票上の住所群馬県伊勢崎市柳原町79番地１
債務者　今泉その江
１　決定年月日時　平成21年８月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第２９８号
群馬県富岡市富岡1556番地
債務者　佐藤　真澄
１　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第２７９号
埼玉県羽生市大字上新郷5451番地３
債務者　古子　惠子
１　決定年月日時　平成21年８月12日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第３１２号
埼玉県児玉郡上里町大字三町603番地６
債務者　藤川　泰弘
１　決定年月日時　平成21年８月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第３１３号
埼玉県行田市大字南河原670番地３
債務者　関澤　福光
１　決定年月日時　平成21年８月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第３２２号
埼玉県深谷市上野台2751番地20
債務者　清水　由紀
１　決定年月日時　平成21年８月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第３３１号
埼玉県行田市谷郷１丁目９番15号
債務者　江森　一郎
１　決定年月日時　平成21年８月12日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第３４７号
埼玉県深谷市見晴町26番地１　県営深谷萱場団地１―101
債務者　江原　惠子
１　決定年月日時　平成21年８月12日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第１２２７号
京都府向日市寺戸町南垣内57番地
債務者　和田　尚子
１　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１３２３号
京都市右京区西京極郡町101番地　コーポ林102
債務者　髙桑　洋二
１　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１３８２号
京都市山科区大塚南溝町56番地43
債務者　ライフサポートタナカこと　田中　利史
１　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第４２６号
盛岡市東山１丁目17番８号　鎌田荘
債務者　吉田　杉男
１　決定年月日時　平成21年８月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第４８９号
岩手県二戸郡一戸町高善寺字古舘平33番地６
債務者　一井　義和
１　決定年月日時　平成21年８月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第５０９号
岩手県花巻市里川口町５番６号
債務者　阿部　正子
１　決定年月日時　平成21年８月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第５１７号
盛岡市緑が丘３丁目20番11―401号
債務者　遠藤喜代子
１　決定年月日時　平成21年８月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第５２０号
岩手県紫波郡紫波町西長岡字彼岸田７番地６
債務者　佐々木和代
１　決定年月日時　平成21年８月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
盛岡地方裁判所第２民事部